

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	26-14. その他の福祉事業		協議細目		
調整方針					
項目	参 考 資 料				
福祉施設					
区分	関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村
施設名称	関市総合福祉会館	洞戸村老人福祉センター	板取村老人福祉センター	武儀町老人福祉センター	上之保村老人福祉センター
管理運営委託先	関市社会福祉事業団	洞戸村社会福祉協議会	板取村社会福祉協議会	武儀町社会福祉協議会	上之保村社会福祉協議会
開館時間	午前9時～午後9時30分	午前8時30分～午後5時15分	午前8時30分～午後5時15分	午前9時～午後4時	午前9時～午後4時
休館日	月曜日、祝日の翌日、年末年始	土・日曜日、祝日、年末年始	土・日曜日、祝日、年末年始	日曜日、祝日、年末年始	土・日曜日、祝日、年末年始
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・3-1～3-3会議室 9:00～12:00 600円 13:00～17:00 800円 18:00～21:30 700円 9:00～17:00 1,600円 13:00～21:30 1,700円 9:00～21:30 2,500円 延長料金 200円(1時間) 冷暖房料 400円(1時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴室 60歳以上1日 200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉風呂 1回 200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・2階会議室 午前 1,050円 午後 2,100円 ・和室 午前 1,050円 午後 2,100円 	<ul style="list-style-type: none"> ・集会室 昼間 2,100円(310円) 夜間 3,100円(520円) ・相談室 昼間 420円(100円) 夜間 630円(150円) ・入浴室 60歳以上1日 100円 60歳未満1日 200円
	(次頁へ)	<ul style="list-style-type: none"> ・洞戸村社会福祉協議会との間で利用料金制の管理委託を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・板取村社会福祉協議会との間で利用料金制の管理委託を行っている。 ・使用料は当該社協の収入となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 上記金額は、営利な目的で使用する場合 2. 使用時間は、午前9時から午後5時まで 	<ul style="list-style-type: none"> * 料金は基本使用料()は追加使用料 (次頁へ)

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料				
福祉施設					
区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
使 用 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-1～3-3和室 9:00～12:00 450円 13:00～17:00 600円 18:00～21:30 520円 9:00～17:00 1,200円 13:00～21:30 1,270円 9:00～21:30 1,870円 延長料金 150円(1時間) 冷暖房料 300円(1時間) ・ 創作活動室 9:00～12:00 1,200円 13:00～17:00 1,600円 18:00～21:30 1,400円 9:00～17:00 3,200円 13:00～21:30 3,400円 9:00～21:30 5,000円 延長料金 400円(1時間) 冷暖房料 500円(1時間) ・ 4-1会議室 9:00～12:00 450円 13:00～17:00 600円 18:00～21:30 520円 9:00～17:00 1,200円 13:00～21:30 1,270円 9:00～21:30 1,870円 延長料金 150円(1時間) 冷暖房料 300円(1時間) 	/	/	/	<ul style="list-style-type: none"> 1. 基本使用料金は、使用時間4時間。 2. 追加使用料金は、超過時間1時間毎。 3. 夜間は午後5時以降 4. 冷暖房利用料金は、基本使用料金と追加使用料金の合計額に3割の額を加算。 5. 村外者は、全て3割を加算。
減 免 措 置	あ り	あ り	あ り	あ り	あ り

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料				
福祉施設					
区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
施 設 名 称	関市デイサービスセンター	洞戸村デイサービスセンター	板取村デイサービスセンター	武儀町デイサービスセンター	上之保村デイサービスセンター
管理運営委託先	関市社会福祉事業団	洞戸村社会福祉協議会	板取村社会福祉協議会	武儀町社会福祉協議会	上之保村社会福祉協議会
利 用 時 間	午前9時～午後3時30分	午前9時～午後4時	午前9時～午後4時	午前9時～午後4時	午前9時～午後4時
休 館 日	土・日曜日、祝日、年末年始	土・日曜日、祝日、年末年始	土・日曜日、祝日、年末年始	土・日曜日、祝日、年末年始	土・日曜日、祝日、年末年始
利 用 料	<ul style="list-style-type: none"> * 老人福祉法の措置に係る者 ・老人福祉法により算定した額。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」により算定した費用の額を10で除して得た額を限度とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」により算定した費用の額を10で除して得た額を限度とする。 	1,000円/1人	<ul style="list-style-type: none"> * 老人福祉法の措置に係る者 ・老人福祉法により算定した額。
	<ul style="list-style-type: none"> * 介護保険法の支給に係る者 ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」により算定した額。 			<ul style="list-style-type: none"> * 介護保険法の支給に係る者、身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている村内在住者で日常生活に支障のある者、村長が特に必要と認められた者 	
	<ul style="list-style-type: none"> * 生活保護法の介護扶助に係る者 ・生活保護法により算定した額。 			<ul style="list-style-type: none"> ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」により算定した費用の額を10で除して得た額を限度とする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> * 身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている市内在住者で障害の階級が3級以上で日常生活に支障のある者 ・別に市長が定める額。 			<ul style="list-style-type: none"> * 生活保護法の介護扶助に係る者 ・生活保護法により算定した額。 	

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料				
災 害 援 護 資 金 貸 付					
区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
貸付金					
世帯主が概ね1ヶ月以上の負傷を負った場合					
家財の被害金額が総額の1/3以上の損害で住居の損害なし	150万円	150万円	100万円	100万円	60万円
家財の損害があり、住居に損害なし	250万円	250万円	180万円	180万円	120万円
住宅が半壊	270万円	270万円	190万円	190万円	140万円
住宅が全壊	350万円	350万円	250万円	250万円	180万円
世帯主に負傷がない場合					
家財の損害があり住居に損害なし	150万円	150万円	100万円	100万円	60万円
住宅が半壊	170万円	170万円	110万円	110万円	80万円
住居が全壊（滅失・流失除く）	250万円	250万円	170万円	170万円	120万円
住居の全体が滅失又は流失	350万円	350万円	250万円	250万円	180万円
償還期間（据置期間）	10年(3年)	10年(3年)	10年(3年)	10年(3年)	10年(3年)
貸付利率	年3%	年3%	年3%	年3%	年3%
償還方法	年賦又は半年年賦償還	年賦又は半年年賦償還	年賦又は半年年賦償還	年賦又は半年年賦償還	年賦又は半年年賦償還

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料
先進事例	<p>【福祉施設】</p> <p>「飛騨市」 福祉施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 使用料についても現行のとおり新市に引き継ぐ。減免規定については、新市移行までに調整する。</p> <p>「飛騨地域合併協議会」 福祉施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 管理運営については、原則として地域福祉の推進事業と介護保険サービス事業を分離して、合併までに調整する。</p> <p>【災害援護資金貸付】</p> <p>「岐阜広域合併協議会」 災害援護資金については、現行のとおりとする。</p>